

(陳受24第12号)

旧桜堤小体育館の速やかな使用再開に関する陳情

受理年月日	平成24年6月25日
陳情者	桜堤2-7-21 佐藤 照雄

陳情の要旨

3月11日の天井部材の一部落下により使用停止になってから、既に3カ月以上たっています。この間、コミセン、学校体育館、総合体育館等を利用した者もありますが、大多数の者は継続してスポーツをする機会が奪われてしまいました。生涯スポーツは、楽しむだけでなく、健康維持・増進、さらにはリハビリ、そして地域コミュニティの輪を強め広げる上でも継続が重要です。平日も利用でき、天井も高く広い旧桜堤小学校体育館は、西部地域唯一のスポーツ施設です。

よって、市に対し、旧桜堤小学校体育館を早急に使用再開することを要望いたします。